

東三河国有林の地域別の森林計画書

(東三河森林計画区)

計 画 期 間

自 平成30年 4月 1日

至 平成40年 3月31日

林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成30年4月1日～平成40年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林・林業の動向等	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	5
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	5
(2) 森林の整備及び保全の推進方向	5
(3) 森林の整備及び保全の重点事項	6
(4) 林道等及び治山施設の整備	6

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	8
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2 その他必要な事項	10
第3 森林の整備に関する事項	11
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
(2) 立木の標準伐期齢	12
(3) その他必要な事項	13
2 造林に関する事項	14
(1) 人工造林に関する事項	14
(2) 天然更新に関する事項	16
(3) その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する基本的事項	18
(1) 間伐の標準的な方法	18
(2) 保育の標準的な方法	18
(3) その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法に関する指針	21
(2) その他必要な事項	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	24
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	24
(4) その他必要な事項	24

6	森林施業の合理化に関する事項	25
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	25
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	25
(4)	民有林と連携した施業の推進	25
(5)	その他必要な事項	25
第4	森林の保全に関する事項	26
1	森林の土地の保全に関する事項	26
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	26
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	27
(4)	その他必要な事項	27
2	保安施設に関する事項	28
(1)	保安林の整備に関する方針	28
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	28
(3)	治山事業の実施に関する方針	28
(4)	その他必要な事項	28
3	鳥獣害の防止に関する事項	29
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	29
(2)	その他必要な事項	29
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	29
(3)	林野火災の予防の方針	29
(4)	その他必要な事項	30
第5	計画量等	31
1	伐採立木材積	31
2	間伐面積	31
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4	林道の開設及び拡張に関する計画	32
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	34
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	34
(3)	実施すべき治山事業の数量	35
第6	その他必要な事項	36
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	36
2	その他必要な事項	43
(1)	森林整備への多様な主体の参加	43
(2)	木材利用の拡大	43
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	44
1	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 5
(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 5
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 5
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 6
別表2 鳥獣害防止森林区域	4 7

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の木曾川広域流域に属する本計画区は、愛知県の東部に位置し、豊橋市等5市2町1村からなる。その区域面積は172千haで愛知県全体517千haの33%を占めており、そのうち、本計画の対象となる国有林の面積は8千haで2市1町1村に所在している。

計画区の北部は岐阜県の木曾川森林計画区及び長野県の伊那谷森林計画区、東部は静岡県得天竜森林計画区、西部は尾張西三河森林計画区と接している。また、南部は遠州灘と三河湾に面している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、太平洋の黒潮の影響を受けて、一般的に温暖で夏期多雨、冬期乾燥型となっている。また、南部は四季を通じて温和であるが、北部の山間部はやや内陸性を帯び冬期の冷え込みは厳しい。

平成24年～28年の気象観測データによる5年間の平均は、最高気温は38.4℃(新城)に対し、最低気温は-13.4℃(稲武)、年平均気温は12.1℃(稲武)～16.2℃(蒲郡)、年間降水量は1,556mm(蒲郡)～1,998mm(新城)となっている。

イ 地形

本計画区の地形は、西部は美濃三河高原の寧比曾岳、本宮山などの山地が、北部は愛知県内最高峰の茶臼山をはじめ三国山などの山々が連なり、東部は静岡県と境をなす鳶ノ巣山、富幕山、弓張山系などを経て南部の豊橋平野へ続いている。

水系は、段戸高原を源とする豊川が計画区を縦断し、明神山を源とする宇連川と新城市で合流したのち渥美湾に注いでいる。一方、北東部では天竜川支流の大入川と大千瀬川が東流しているほか、段戸川、名倉川などが北流し、岐阜県境の矢作川に注いでいる。

ウ 地質

本計画区の地質は、北部の山地には花崗岩類と領家変成岩類が、中央部の鳳来寺山周辺は設楽火山岩類が、南部の中央構造線にある豊川を境に外帯を三波川変成岩類、内帯を領家変成岩類が分布している。平野部の大部分は沖積層となっており、渥美半島部には洪積層及び中・古生層が分布している。

エ 土壌

本計画区の土壌は、北部の山地に褐色森林土が広く分布し、平野部に接する丘陵地は黄色系褐色森林土が分布している。平野部は黒色土、グライ等が混在し、渥美

半島には黄色土と未熟土が分布している。

(3) 社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網は、南部にJRの東海道新幹線、東海道本線、飯田線の鉄道及び東名高速道路、国道1号線の大動脈が集中し、国道151、257号線が計画区を縦断し、豊橋市等を中心に国道23、42、253、301、362、420、473号線などの道路が縦横に伸びている。また、新たな幹線道路として新東名高速道路（愛知県区間）が平成28年に開通、三遠南信自動車道の整備も進められており、地域経済活動の発展に重要な役割を果たしている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の33%を占める172千haで、そのうち森林が109千ha（63%）、農地が22千ha（13%）、その他が41千ha（24%）となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は757千人であり、愛知県の総人口7,483千人の10%を占めている。また、人口動態は愛知県全体では増加傾向であるが、本計画区においては漸減傾向にあり、平成24年に比べ3.6千人減少している。

人口密度は439人/km²で愛知県全体の1,447人/km²に対し30%となっている。

東三河森林計画区における人口等

単位：人

区分	愛知県全体(A)	東三河森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	7,483,128	757,453	10%
人口密度	1,447人/km ²	439人/km ²	30%

注 人口総数は、「平成27年国勢調査人口等基本集計結果（統計表）」による。

エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は1,561億円（平成27年）となっており、愛知県全体の51%を占めている。農家数は17,399戸（平成27年）で愛知県全体の24%となっている。

製造品出荷額等は46,770億円（平成26年）となっており、愛知県全体の11%を占めている。製造業事業所数は1,813所（平成26年）、従業員数86,565人（平成26年）で、それぞれ愛知県全体の11%、11%となっている。

年間商品販売額は17,541億円（平成27年）となっており、愛知県全体の5%を占めている。商店数は6,671店（平成24年）、従業員数46,452人（平成24年）で、それぞれ愛知県全体の11%、9%となっている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が31千人（8%）、第二次産業が136千人（35%）、第三次産業が212千人（54%）となっている。なお、第一次産業の内、林業就業者は311人で、全就業者数の0.1%となっている。

東三河森林計画区における就業者数

単位：人

区分		愛知県全体(A)		東三河森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数		3,668,611		390,084		11%
産業別	第一次産業	75,997	2%	30,757	8%	40%
	第二次産業	1,174,385	32%	135,880	35%	12%
	第三次産業	2,249,542	61%	211,861	54%	9%

注1 平成27年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、「不詳」を含む。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、愛知県の東部に位置し、総面積は172千haと愛知県全体の33%を占め、県下の尾張西三河森林計画区と比べ小さな計画区となっている。

本計画区の森林面積は総面積の63%に当たる109千haで、県下森林面積の50%を占めている。旧南・北設楽郡は、古くからの林業地で、スギ、ヒノキの人工造林が行われ、「三河材」の産地形成が推進されている。また、茶臼山や本宮山などの山地と、豊川や鳳来峡をはじめとする美しい渓谷、林業地の整備された人工林が織りなす森林美等の優れた自然景観に恵まれている。

本計画区の国有林の面積は7.6千haで、計画区全体の森林面積の7%を占め、天竜奥三河・愛知高原国定公園0.7千ha、石巻山多米・段戸高原・桜淵県立自然公園4.9千haが指定されて、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

森林の現況は、スギ、ヒノキを主とした人工林が多く、人・天別面積では、人工林が6.5千ha(89%)、天然林が0.8千ha(11%)となっている。

人工林の樹種別面積割合では、スギが12%、ヒノキが77%、その他が11%で、ヒノキが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、6齢級から21齢級まで、それぞれ0.2千haから0.7千haまで平均して配置している。蓄積は人工林1,805千m³、天然林141千m³となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年（平成25年度～平成29年度）の実行結果の概要については、下記のとおりである。

伐採立木材積に関して、主伐は育成単層林の皆伐を中心に実行したが、実行段階で現地を精査して優先度の高い箇所から実行し、一部伐採を見合わせた結果、計画量を下回る実績となった。間伐は地球温暖化防止対策に資する森林整備に積極的に取り組んだ結果、ほぼ計画どおりの実績となった。

造林に関して、植栽を伴う主伐が少なかったことから低い実績となった。

林道の開設又は拡張に関して、中部森林管理局全体で優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した結果、数量は計画を下回ったが、優先すべき箇所の開設及び改良を実施できた。

保安林の指定・解除に関しては、道路用地とするため計画外の解除を行った。

治山事業に関しては、緊急性、重要性を考慮し、より優先すべき地区において実行した結果、計画を下回る数量となった。

○ 前計画の前半5箇年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	182	千 ³ m	156	千 ³ m (86)
主伐	104	千 ³ m	83	千 ³ m (80)
間伐(材積)	78	千 ³ m	73	千 ³ m (94)
間伐(面積)	722	ha	702	ha (97)
造林面積	572	ha	119	ha (21)
人工造林	304	ha	119	ha (39)
天然更新	268	ha	0	ha (0)
林道等の開設及び拡張	開設： 14 km	拡張： 1 km	開設： 6 km (42)	拡張： 5 km
保安林等の整備指定	指定： — ha	解除： — ha	指定： — ha	解除： 0 ha
水源かん養	指定： — ha	解除： — ha	指定： — ha	解除： 0 ha
災害防備	指定： — ha	解除： — ha	指定： — ha	解除： 0 ha
保健、風致の保存等	指定： — ha	解除： — ha	指定： — ha	解除： — ha
治山事業	14	地区	4	地区 (29)

注1 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう配慮する。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区は、「三河材」の産地形成が進められるとともに、国有林においても段戸国有林を中心として古くから人工林施業が行われた地域であり、木材の供給に加え高い造林技術など先進的な林業地として位置づけられている。

一方で、愛知県内における東部及び都市近郊に位置して、東三河地域の主要な水源としての役割はもとより、国立公園など各種の公園に指定されレクリエーションの場などとして多くの方に利用されている。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護・管理のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理を推進する。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

Ⅱ 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	7,577.88	
市町村別内訳	豊橋市	1,132.52
	新城市	827.15
	設楽町	5,590.46
	豊根村	27.75

注 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的 management の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分	現 況	計画期末
面 積	育成単層林	6,384
	育成複層林	364
	天然生林	572
森林蓄積(m ³ /ha)	266	290

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の（1）に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは65年、カラマツは55年を基準とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

その際、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状による伐採を検討することとする。

(ア) 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度30%以上を確保するため、50～60%を目安とし、漸伐では40～50%程度とする。

(イ) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内（保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率（上限40%）の範囲内）。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種					備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	
東三河全域	40	45	40	40	20	

- (3) その他必要な事項
特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件に定められた樹種及び植栽本数の基準により行う。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗（裸苗）のほか、コンテナ苗等の活用を図るとともに、成長に優れた品種や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入に努めることとする。

ア 人工造林の植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化等の観点から、植栽本数を減らすよう努めることとする。

樹種別植栽本数の目安 (単位：本 / ha)

樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500～3,000	1,500～3,000	1,500～2,500

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、残存木及び天然生稚幼樹の発生状況等に応じて調整する。

イ その他の人工造林の標準的な植栽方法

(ア) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めるものとする。

(イ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植

えとすることもできる。コンテナ苗等を使用する場合はこれによらず行うことができる。

(ウ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たりの植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の有用樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考		
針 葉 樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯		
		マツ	クロマツ アカマツ				
		モミ		チョウセンゴヨウ ゴヨウマツ ウラジロモミ	チョウセンマツ ヒメコマツ		
				モミ			
				シラビソ オオシラビソ	シラベ アオモリトドマツ	亜高山帯 亜高山帯	
				トウヒ イラモミ	マツハダ	亜高山帯	
		ツガ	ツガ			亜高山帯	
		スギ コウヤマキ ヒノキ アスナロ イチイ	スギ	スギ			
			コウヤマキ	コウヤマキ			
			ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ		
	ネズコ アスナロ			ネズコ アスナロ	クロベ ヒバ、ヒノキアスナロ		
	イチイ		イチイ	イチイ			
			カヤ	カヤ			
	広 葉 樹	クルミ	クルミ	オニグルミ			
		ヤナギ	サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ		
ヤマナラシ			ドロヤナギ		亜高山帯		
カバノキ		ハンノキ	ハンノキ ケヤマハンノキ				
		カバノキ		ウダイカンバ シラカンバ ダケカンバ ミズメ	マカバ、マカンバ シラカンバ ソウシカンバ アズサ	亜高山帯	
			アサダ	アサダ			
			クマシデ		クマシデ イヌシデ アカシデ	シロシデ シデノキ	
				ブナ	ブナ	シロブナ クロブナ	
		コナラ		ウバメガシ クヌギ アベマキ カシワ ミズナラ コナラ イチイガシ アカガシ ツクバネガシ アラカシ ウラジロガシ			
クリ			クリ				
シイ				スタジイ ツブラジイ	イタジイ、ナガジイ コジイ		
			ケヤキ	ケヤキ			
ニレ			ニレ	ハルニレ			
クワ			クワ	ヤマクワ	シマクワ		
モクレン			モクレン	ホオノキ コブシ	ヤマアララギ		
クスノキ			ニッケイ	クスノキ			
カツラ			カツラ				
バラ				ウワミズザクラ エドヒガン オオヤマザクラ カスミザクラ ヤマザクラ	ハハカ エゾヤマザクラ		
			マメ	イヌエンジュ	オオエンジュ		
			ミカン	キハダ			
			カエデ		ハナノキ イロハモミジ オオモミジ ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ メクスリノキ	イロハカエデ ヒロハモミジ イタヤメイゲツ メイゲツカエデ	
トチノキ				トチノキ	チョウジャノキ		
モチノキ		モチノキ					
シナノキ		シナノキ					
ミズキ		ミズキ					
ウコギ				コシアブラ ハリギリ	ゴンゼツ センノキ		
		モクセイ		トネリコ			
ゴマノハグサ		キリ		ヤチダモ アオダモ キリ	コバノトネリコ		

参考資料：日本の野生植物（平凡社）

ア 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

(イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

(3) その他必要な事項

人工造林を行う伐採跡地の更新すべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早めることとする。

具体的には密度管理図の収量比数（ R_y ）を基準とし、スギ・ヒノキについては0.70、カラマツについては0.65、アカマツについては0.80を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数0.30を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、おおむね10年を目安とし、適正な林分構造の維持に努めることとするが、照度不足により下層植生に衰退が見られる場合は期間を短くすることができる。

ウ 間伐本数は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○														
	ヒノキ	○	○	○	○	○													
つる切	スギ							←○→				←○→							
	ヒノキ								←○→				←○→						
除伐	スギ									←○→								←○→	
	ヒノキ										←○→								←○→

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			←		→							
つる切			←		→							
除伐	←											→

(注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行うこととする。

c 除 伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であっても、形質不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法についての考え方は次のとおりとする。また、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法を別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能並びに保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な

生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能並びに保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	59	176
うち林業専用道	6	7

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、コンテナ苗を活用した、立木の伐採と造林の一貫作業システムの導入等により、作業効率の向上、省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用、再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組に対し、積極的な協力を努めることとする。

(4) 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を推進するため「森林共同施業団地」を設定し、施業の低コスト化に努めることとする。

(5) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
豊橋市	1216～1222, 1224～1230, 1233～1265, 1280～1284	1,086.18	土砂流出防備保安林	
	1223	27.36	干害防備保安林	
	計	1,113.54		
新城市	205～212, 218～227, 231～235, 237	782.61	土砂流出防備保安林	
	計	782.61		
設楽町	5, 10～17, 19～55, 64～144, 146～152, 156～162, 165～179	4,755.62	水源かん養保安林	
	144, 145, 147, 153～155, 163～165, 180～186, 190	489.35	土砂流出防備保安林	
	9	36.72	山災H	
	158, 159	0.40	砂防指定地・山災H	
	計	5,282.09		
豊根村	坂宇場財産区官造1	27.75	山災H	
	計	27.75		

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずることとする。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等については、生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施する。

(2) その他必要な事項

愛知県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫の被害に対しては、松くい虫防除対策協議会等の場を通じて民有林と協調しつつ、より効果的な防除を進めることとする。

カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める。ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により未然に防止することとする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、自然観察等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	537	463	74	271	226	45	266	237	29
うち前半5年分	279	241	38	126	105	21	153	137	17

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	1,989
うち前半5年分	1,144

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	545	842
うち前半5年分	272	462

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	設楽町	樵尾分水支線	1.30 (1)	85	1	①	153～155
〃	〃	〃	〃	出 来 山	0.85 (1)	28	1	②	88
〃	〃	〃	〃	菜 畑	0.801 (1)	21	1	③	90
〃	〃	〃	〃	高 松	1.283 (1)	19	1	④	115
〃	〃	〃	〃	バ ラ ゴ 沢	1.10 (1)	45	1	⑤	122, 124
〃	〃	〃	〃	マ ン ガ ン	2.20 (1)	45		⑦	164, 170
〃	〃	〃	〃	駒ヶ原裏谷支線	0.40 (1)	18		⑧	28
〃	〃	〃	〃	小 計	7.934 (7)	261	5		
開設	自動車道	林業専用道	豊橋市	多 米	1.45 (1)	74	1	⑥	1245～1248
〃	〃	〃	〃	石 巻	1.00 (1)	44		⑨	1219, 1220
				小 計	2.45 (2)	118	1		
				計	10.384 (9)	379	6		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	備考 (林班)
拡張	自動車道 (一般改良)	設 楽 町	榎 尾 分 水	0.03 (2)	40, 41
〃	〃	〃	栃 洞 金 沢 (栃 洞)	0.05 (4)	96~101
〃	〃	〃	胡 麻 沢	0.015 (1)	166, 167
〃	〃	〃	返 り 水	0.035 (4)	172~174
〃	〃	〃	澄 川	0.03 (2)	163, 170, 174
〃	〃	〃	駒 ケ 原 裏 谷	0.04 (3)	26
〃	〃	〃	裏 谷 第 一	0.01 (1)	32
〃	〃	〃	高 松	0.035 (1)	113~115
〃	〃	〃	藤 立	0.03 (6)	65, 66, 68~71
〃	〃	〃	西 川	0.01 (1)	111
〃	〃	〃	一 の 又	0.01 (1)	215, 216
〃	〃	〃	駒 ケ 原 宇 連	0.045 (3)	9, 22
〃	〃	〃	桶 小 屋 第 二	0.02 (1)	52~54
〃	〃	〃	牛 渡	0.01 (1)	90
〃	〃	〃	鰻 沢	0.025 (2)	76
〃	〃	〃	滝 洞	0.15 (1)	83
			小計	0.545 (34)	
拡張	自動車道 (一般改良)	新 城 市	棚 山	0.015 (1)	211
〃	〃	〃	川 合	0.40 (1)	220, 221
〃	〃	〃	八 名	0.03 (2)	238
			小計	0.445 (4)	
拡張	自動車道 (一般改良)	東 栄 町	ス ズ ガ タ	0.015 (1)	
〃	〃	〃	明 神	0.015 (1)	224, 225
			小計	0.03 (2)	
			計	1.02 (40)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数（実面積）	7,354	7,180	
水源涵養のための保安林	4,903	4,784	
災害防備のための保安林	2,451	2,396	
保健、風致のための保安林	135	135	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち 前半5年分		
指定	水源かん養	設楽町	6～12	120	120	水源かん養のため	
指定	土砂流出防備	設楽町	215,216	55	55	土砂流出防備のため	
			計	174	174		

注1 指定・解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数を掲げる。

2 区域欄には、当該区域の属する林班番号を記載する。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施行 地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半 5年分		
設楽町	153～167, 168～179, 180～186・190	7	5	溪間工、山腹工	
新城市	231～235	2	0	溪間工	
豊橋市	1233～1255, 1256～1265, 1280～1284	6	4	溪間工、山腹工	
計		15	9		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法
	市町村	区 域		
土砂流出防備保安林	豊 橋 市	1263	16.91	別 紙 の と お り
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		1216, 1221, 1222, 1224～1230, 1233～1248, 1256～1262, 1280～1284	817.86	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		1263～1265	35.45	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域		1248～1251	66.36	
土砂流出防備保安林 都市計画区域風致地区 県立自然公園第3種特別地域		1217～1220, 1252～1255	149.60	
干害防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		1223	27.36	
砂防指定地		1248～1251, 1264, 1265	1.94	
県立自然公園第3種特別地域		1219～1229, 1233～1245, 1252～1262, 1280～1284	16.97	
土砂流出防備保安林	新 城 市	218～227, 237	484.16	
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		205～212	187.57	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		231～235	110.88	
国定公園第3種特別地域		205～212	6.25	
県立自然公園第3種特別地域		231～235	1.65	
水源かん養保安林	設 楽 町	102～120, 128～144, 146～152	1,282.32	
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		36～38, 40, 44, 53～55, 91, 92, 134, 156	92.59	
水源かん養保安林 県立自然公園第3種特別地域		5, 10～17, 19～38, 44～55, 64～101, 117～127, 156～162, 165～179	3,244.10	

注 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域	設 楽 町	166	1.03	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第1種特別地域		43	14.32	
水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第2種特別地域		39～44	121.26	
土砂流出防備保安林		144, 145, 147	61.04	
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		153～155, 180～186, 190	249.40	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		153～155, 163～165	175.43	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		153, 154, 190	2.39	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域		155, 163～165	1.09	
砂防指定地		158, 159, 190	0.41	
国定公園第2種特別地域		39～41, 44	1.93	
国定公園第3種特別地域		36～38, 40, 53～55, 91, 92, 134, 153～156, 180～186, 190	8.19	
県立自然公園第3種特別地域		6～17, 19, 21～27, 29～38, 44, 45, 48～54, 64～74, 76～84, 86～101, 117～122, 124～127, 155, 159～170, 172～178	191.74	
国定公園第3種特別地域		豊 根 村	坂宇場財産区官造1	

注 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
落石防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については愛知県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備に工作物その他の物件又は施設を設け、継続して砂防設備を使用すること。 2 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいう。）に流入するおそれのある場所に、土石、砂れきその他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。 3 立竹木を伐採し、又は樹根を採取すること。 4 竹木を滑下又は地引きにより運搬すること。 5 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。 7 芝草を掘り取ること。 	<p>詳細は、愛知県砂防指定地管理規則による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの（以下1～4）として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまま延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>
都市計画区域風致地区	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に制限を受けない。</p>	<p>都市計画法による。</p>

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され木材の利用促進が図られており、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」では主要施設で木材が利用されることとなった。

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、地域で生産される木材のブランド化及び需要動向に応じた木材の安定供給体制の構築を行っていくため、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		7,550.13	
市 町 村 別 内 訳	豊橋市	1216～1230, 1233～1265, 1280～1284	1,132.52
	新城市	205～212, 218～227, 231～235, 237～239	827.15
	設楽町	5～17, 19～55, 64～186, 190, 213～217	5,590.46
	豊根村		

注 森林の区域は林班により表示。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		1,238.12	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能の維持増進を図る。	
市 町 村 別 内 訳	豊橋市	1233～1238, 1241～1245, 1251～1260		317.10
	新城市	205～212, 218～227, 237		681.11
	設楽町	37, 121, 144, 145, 147, 153～155, 158, 159, 162, 163, 165, 166, 186, 190		239.91
	豊根村			

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当無し

(3) 保健文化機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		1,266.82	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、保健文化機能の維持増進を図る。	
市 町 村 別 内 訳	豊橋市	1216～1222, 1224～1230, 1233～1265		978.05
	新城市			
	設楽町	35～44, 53～55, 91, 92, 121, 134, 153～156		288.77
	豊根村			

注 森林の区域は林班により表示。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数				5,168.70
市 町 村 別 内 訳	設楽町	ニホンジカ	5～17、19～38、44～55、64～127、 128～179	5,168.70

注1 森林の区域は林班により表示。

注2 附帯地等を含む。